

退職等年金給付に係る

給付算定基礎額残高通知書を送付します

平成 27 年 10 月 1 日に被用者年金制度が一元化され、共済年金も厚生年金に統一されたことと同時に「退職等年金給付制度」が創設され、組合員の皆様はこの制度に加入しています。

この「退職等年金給付制度」では、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を「給付算定基礎額」といい、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てることに なっています。

今回、この「給付算定基礎額」の前年度末時点での積立残高等の情報を皆様にお知らせするため「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

送付対象者及び送付時期

①組合員

毎年 5 月

②組合員であった方で、退職等年金給付の受給権が発生していない方

節目年齢（35 歳、45 歳、59 歳、63 歳）の 5 月

※退職時にも、退職時点での積立残高について送付します。

送付方法・形式

圧着はがき形式で対象者のご自宅に送付します。

ただし、共済組合に届出いただいている住所等の情報に不備等があった場合は、封書により 6～7 月に送付します。

通知書の掲載内容

①標準報酬月額

付与額の基礎となる額で、組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）により定められます。期末手当等を受けた月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与額（積立額）

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

③利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1 か月単位に換算した率）を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高

前月までの給付算定基礎額残高、当月の付与額及び利息の合計額です。

※所属所コード - 企業コード - 部課所コード - 証番号が印字されます。

料金後納郵便

320 - 0811
栃木県宇都宮市
XXXXXXXX
XXXXXXXX
xxx xxx 様

00000042
00001-00-123456789012-00001924

0000042#

親展

〒320-0811
宇都宮市大通り 2-3-1 井門宇都宮ビル 3 階
栃木県市町村職員共済組合 年金課
028-615-7817

お問い合わせ先

退職等年金給付（年金払い退職給付）に係る「給付算定基礎額残高通知書」です。

給付算定基礎額残高通知書 (29 年 4 月 ~ 30 年 3 月) (86150010000001) 単位円				
(入) 期月	標準報酬月額	付与率	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				147,424
4 月	① 380,000	② 5,700	③ 40	④ 153,164
5 月	380,000	5,700	43	158,907
6 月	950,000	14,250	46	173,203
7 月	380,000	5,700	49	178,952
8 月	380,000	5,700	50	184,702
9 月	360,000	5,400	50	190,152
10 月	360,000	5,400	0	195,552
11 月	360,000	5,400	0	200,952
12 月	930,000	13,950	0	214,902
1 月	360,000	5,400	0	220,302
2 月	360,000	5,400	0	225,702
3 月	360,000	5,400	0	231,102
給付算定基礎額等合計				378,526

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
前年度末	147,424		
付与額累計	83,400		
利息額	278		
今回通知	231,102		
給付算定基礎額等合計	378,526		

年金払い退職給付加入期間 2年 6月

付与率	入期間	率
平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月	2年 6月	1.5%
平成 29 年 4 月 ~ 平成 29 年 9 月		0.320%
平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 3 月		0.000%

基礎年金番号 作成日 平成 30 年 5 月 1 日

⑤前年度末

平成 28 年度末の給付算定基礎額残高です。

⑥付与額累計

平成 29 年度末の各月の付与額の合計額です。

⑦利息額

平成 29 年度末の各月の利息の合計額です。

⑧今回通知

平成 29 年度末の給付算定基礎額残高です。

⑨年金払い退職給付加入期間

平成 27 年 10 月以降の組合員期間の年数です。

⑩付与率

付与額を算定するための率です。

⑪基準利率

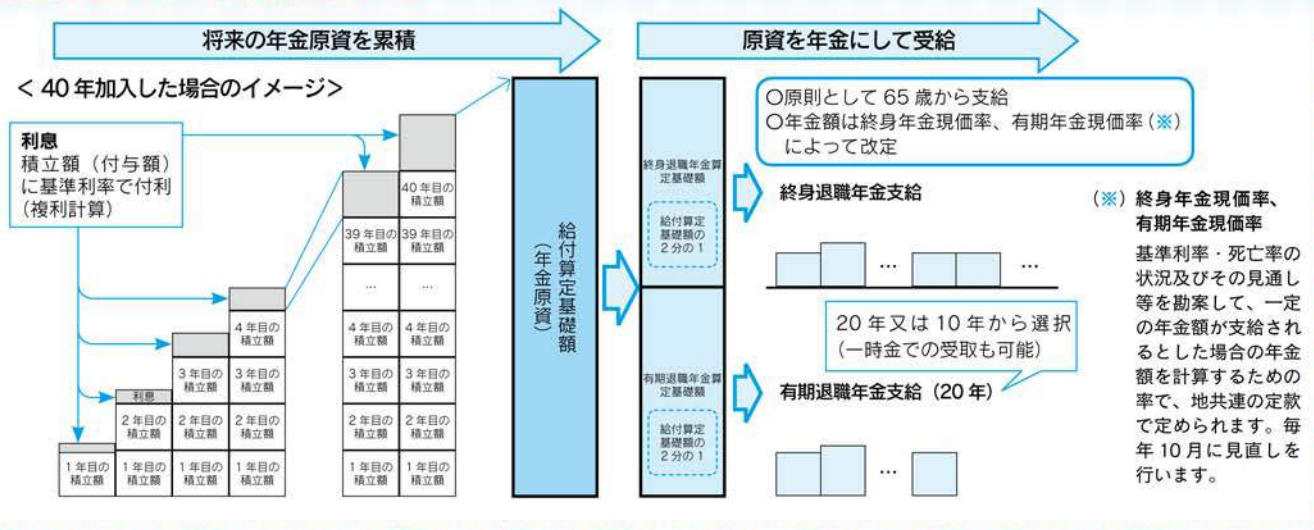
利息を算定するための率です。

※退職年金の受給権者が再就職している場合に、再就職前の給付算定基礎額の情報が印字されます。

給付算定基礎額残高通知書Q&A

給付算定基礎額残高通知書について、よくある質問を取りまとめましたので参考にしてください。

●退職等年金給付制度のイメージ



Q1 将来受給できる年金見込額は表示されていますか？

A1 退職等年金給付は、通知書に記載された給付算定基礎額を基に、終身年金現価率及び有期年金現価率を用いて算定します。これらの率は、毎年10月に見直されることになっていることから、現時点で将来の年金額を算定することが困難であるため、年金見込額は表示しておりません。

Q2 基準利率はどのように定められますか？

A2 国債の利回りを基準に地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

この率は、毎年10月に改定され、平成28年10月から平成29年9月までは、0.32%、平成29年10月から平成30年9月までは0.00%に設定されています。

平成29年10月から基準利率が0.00%になった理由は、10年国債応募利回りの平成28年度平均値がマイナスとなったためです。

なお、法律の規定により、基準利率は0%を下回ることはありません。

平成29年度においては、この平均値がプラスになることが見込まれていることから、平成30年10月から平成31年9月までの基準利率については、プラスになると見込まれています。

・終身年金現価率、有期年金現価率及び基礎利率の確認方法

- ①当組合ホームページのトップページ → ②「所属所・関係団体リンク集」 → ③その他「地方公務員共済組合連合会」 → ④地方公務員共済組合連合会ホームページのトップページ → ⑤年金関連情報 → ⑥年金払い退職給付制度

Q3 付与額はどのように計算されるのですか？

A3 (標準報酬月額と期末手当等の額) × 付与率 で計算されます。

なお、付与率は、年金受給者の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められ、平成27年10月から引き続き1.5%に設定されています。

Q4 通知書に記載された住所(氏名)が違っていましたが、どうすればいいですか？

A4 通知書には、4月9日に当組合で管理している住所(氏名)が表示されています。

4月10日以降に住所(氏名)変更の届出を行った方の場合、来以降の通知書には変更した住所(氏名)が反映されますのでご了承ください。

なお、住所(氏名)変更の届出を行っていない場合は、お勤め先の共済事務担当課にお問い合わせください。

Q5 通知書に記載された情報を通知書以外で確認することはできますか？

A5 地共済年金情報Webサイトで確認することができます。

なお、利用するにはユーザ登録が必要となります。登録方法については、『共済だより』平成30年3月号の10ページをご覧ください。当組合ホームページのトップページにある「地共済年金情報Webサイト」のバナーからアクセスすることができます。

上記記事に関するお問い合わせは **年金課** ☎028-615-7817